

事 務 連 絡
令和元年 5 月 1 7 日

各施術所 御中

埼玉県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う柔道整復施術療養費支給申請書の請求の取扱いについて

本会の事業実施につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更ににつきましては、平成31年4月1日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5月1日施行と定められたところです。

これに伴い、柔道整復施術療養費支給申請書の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 柔道整復施術療養費支給申請書の請求に係る事項

柔道整復施術療養費支給申請書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

担 当：審査二課療養費係

電 話：048-824-2902